

有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

提出書類	対象	摘要
新規申請書及び誓約書 (指定様式)	全業者	
暴力団排除に関する誓約書(兼同意書)(指定様式)	全業者	
使用印鑑届(指定様式) 又は 委任状(兼使用印鑑届)(指定様式)	全業者	・申請内容に応じて、いずれか一方を提出 ・入札、契約の締結等を委任しない(本社で契約等すべてを行う)場合、指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印 ・入札、契約の締結等を支店や代理人に委任する場合、指定様式「委任状(兼使用印鑑届)」に必要事項を記入、押印
印鑑証明書	全業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・法務局で取得してください
納税証明書 (国税)	全業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「その3の3」 ・所轄の税務署で取得してください
納税証明書 (岡山県税)	・市内業者 ・準市内業者 ・岡山県内に本社又は委任先がある市外業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目を「県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの ・所轄の県民局で取得してください
滞納無証明書 (岡山市税)	・市内業者 ・準市内業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・各区市税事務所、地域センター等で取得してください ・準市内業者の方は、委任先等(市内の支店又は営業所等)の内容で取得してください
滞納無証明書 (代表者の岡山市税)	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合	・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・準市内業者の方は、委任先等(市内の視点又は営業所等)の内容で取得したもの ・各区市税事務所、地域センター等で取得してください
社会保険料納入証明書 (社会保険料)	・職員数5人以上の市内個人業者 ・法人の市内業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの ・所轄の年金事務所で取得してください ・社会保険の適用を除外されている方は、指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」を提出
商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法人	・申請月から3か月以内に取得したもの ・法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。
財務諸表	全業者	・直前の決算期のもの ・「貸借対照表」及び「損益決算書」

※個人事業主の方が、同等であることの認定を受ける場合は、質問期限までに別途質問してください。